

滝川市生活保護費詐欺事件検証第三者委員会条例

(設置)

第1条 滝川市における生活保護費詐欺事件の発生に伴い、行政の対応について問題が提起されていることにかんがみ、市内部における検証の結果を踏まえ、市民の立場に立って、客観的かつ公正な検証及び再発防止のための提言を行うため、滝川市生活保護費詐欺事件検証第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 生活保護費詐欺事件の経緯及び背景の検証を行うこと。
- (2) 生活保護に関する事務執行について市民等から指摘を受けた行政の問題点等の検証及びその改善に関する提言を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生活保護費詐欺事件の検証に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 委員の任期は、この条例の施行の日から前条各号に掲げる事務を終えるまでの間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(議事)

第4条 委員会は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員の互選により定められた者が行うものとする。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決する。

(会議の非公開)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。

(会議の記録)

第6条 会議の議長は、会議の終了後、職員に、議事の経過、概要等を記載した会議の記録を作成させるものとする。

- 2 前項の記録は、市長が定める場所において一般の閲覧に供する方法及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、若しくは必要な資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(施行細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月30日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年滝川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「10の項まで及び12の項」を「11の項まで及び13の項」に改める。

別表中12の項を13の項とし、9の項から11の項までを1項ずつ繰り下げ、8の項の次に次のように加える。

9	生活保護費詐欺事件検証第三者委員会委員	日 額	10,100円
---	---------------------	-----	---------

別表備考第2項中「12の項」を「13の項」に改める。